

徳島県告示第366号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成8年徳島県規則第22号）第1条に規定する特定調達契約について総合評価一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年7月7日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 入札に付する事項

- (1) 事業名
阿波吉野川警察署庁舎等整備事業
- (2) 事業場所
吉野川市鴨島町鴨島88番1 旧農業研究所鴨島分場ほか
- (3) 事業内容
設計・施工一括発注方式（DB方式）を活用し、入札説明書及び要求水準書その他の関係資料（以下「入札説明書等」という。）に記載の阿波吉野川警察署庁舎等整備事業に係る業務を実施する。
- (4) 事業期間
契約締結日から令和13年9月30日までとする。ただし、次の条件のほか、要求水準書に記載の事項を遵守すること。
 - ア 施設整備業務
設計・建設期間は、契約締結日から令和12年9月13日までとする。
 - イ 解体業務
解体対象施設の解体業務期間は、契約締結日から令和13年9月30日までとする。
- (5) 入札方式
一般競争入札（総合評価落札方式（標準型）を適用する。）

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 用語の定義
この告示における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

応募者	複数の企業等で構成されるグループであり、この入札に参加するもの
総括企業	応募者を構成する企業等のうち、出資比率が最大で、入札手続を代表して行い、かつ、構成企業のとりまとめを行う企業
構成企業	応募者を構成する企業等のうち、総括企業以外の企業
設計企業	応募者を構成する企業等のうち、設計業務を行う企業

建設企業	応募者を構成する企業等のうち、建設業務を行う企業
工事監理企業	応募者を構成する企業等のうち、工事監理業務を行う企業
解体企業	応募者には含めず、建設企業からの下請により解体業務を行う企業（総括企業が元請で解体業務を行うことは可とする。）
個別共同企業体	応募者を構成する企業等のうち、建設業務を担う共同企業体

(2) 応募者の構成

- ア 応募者は、総括企業を定めるものとする。
- イ 応募者は、分担施工方式（乙型）により組成するものとする。ただし、建設業務について個別共同企業体を組成する場合は、分担施工方式（乙型）・共同施工方式（甲型）の両方式を可とする。
- ウ 応募者にあつては「拡大共同企業体協定書」に、個別共同企業体にあつては「個別共同企業体協定書」に基づく協定をそれぞれ締結するものとする。
- エ 建設業務について個別共同企業体を組成する場合は、その構成員数は2又は3とする。
- オ 解体企業は、応募者に含めず、建設企業の下請企業として参加するものとする。
なお、(3)のオに掲げる要件を満たす総括企業が解体業務を行うことも可とする。
- カ 複数の要件を満たす企業は、当該複数の業務を実施することができる。ただし、建設企業及び建設企業と資本面又は人事面において関連がある者は、工事監理企業を兼務することはできない。
- キ 参加表明書の提出以降、応募者を構成する企業等の変更は、原則として認めない。ただし、県が変更を承認した場合は、この限りでない。
- ク 応募者を構成する全ての企業等は、この工事において同時に他の応募者の総括企業及び構成企業となることはできない。

(3) 応募者の参加資格

ア 共通事項

応募者の構成員は、この事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有している者であつて、(ｱ)から(㍿)までの事項の全てに該当すること。ただし、各業務における配置予定技術者に係る資格要件等については、詳細を要求水準書に示すものとする。

- (ｱ) 総括企業及び全ての構成企業は、令和8年度の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿において、それぞれが担う業務で登載されている者であること。ただし、この公告の日（以下「入札公告日」という。）において当該名簿に未登載である場合、令和8年徳島県告示第360号（令和8年度における特定調達契約

のうち建設工事請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び方法等を定めた件）により資格審査の申請を行い、この入札の参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出日までに登載を決定された者であること。

- (イ) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (ロ) 入札公告日から開札日までの間に、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止の措置の対象となっていない者であること。
- (ハ) 入札公告日から開札日までの間に、徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であること。
- (ニ) 入札公告日から開札日までの間に、徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置の対象となっていない者であること。
- (ホ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止命令を受けていない者であること。
- (ヘ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定による事務所閉鎖命令を受けていない者であること。
- (ヘ) 最近1年間において法人税、法人事業税、法人県民税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (ケ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てによる手続開始決定日以降に県の入札参加資格に係る再審査を受けており、再生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (コ) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）第514条の規定による特別清算開始の命令を受けていない者であること。
- (サ) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。
- (シ) 本事業の導入可能性調査業務又はアドバイザー業務に関与した者及びこれらの者と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。
- (ス) 選定委員の所属する企業等及びその企業等と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。

イ 設計業務を担う者の資格要件

設計業務を実施する者は、(ア)から(ロ)までの事項の全てに該当すること。

- (ア) 建築士法第23条第1項又は第3項の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。なお、複数の者が設計企業として参加する場合は、設計企業として参加する全ての構成員が一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- (イ) 令和8年度の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿（測量・建設コンサルタント等業者）において、希望業務内容が「建築一般」で登載されている者

であること。なお、複数の者が設計企業として参加する場合は、設計企業として参加する全ての構成員が当該要件を満たしていること。

- (ウ) 平成28年4月1日から参加資格確認基準日までの間に完了した業務において、1棟の延べ面積が3,000平方メートル以上の庁舎又は事務所の実施設計業務を元請として履行した実績を有すること。ただし、共同企業体としての設計実績の場合は、代表者として設計した実績を有する者であること。なお、複数の者が分担して業務を行う場合にあっては、設計業務を担う主たる者が当該要件を満たしていること。

ウ 建設業務を担う者の資格要件

建設業務を実施する者は、(イ)から(ウ)までの事項の全てに該当すること。

- (イ) 担当する建設業務に係る建設業法第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。
- (ロ) 令和8年度の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿（建設業者）において、建設工事の種類が「建築一式工事」で登載されている者であり、かつ、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書の「建築一式」の総合評定値が、880点以上の者であること。なお、建設企業として個別共同企業体を組成する場合にあっては全ての構成員が、建設業務を複数企業で行う場合にあっては全ての者が、当該要件を満たすこと。
- (ハ) 平成28年4月1日から参加資格確認基準日までの間に完了した工事において、1棟の延べ面積が3,000平方メートル以上の庁舎又は事務所の建築工事（新築に限る。）を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体としての施工実績の場合は、代表者として施工した実績を有する者であること。なお、建設企業として個別共同企業体を組成する場合や建設業務を複数企業で行う場合にあっては、建築工事を担う主たる者が当該要件を満たしていること。

エ 工事監理業務を担う者の資格要件

工事監理業務を実施する者は、(イ)から(ウ)までの事項の全てに該当すること。

- (イ) 工事監理業務のうち、「建築工事の工事監理」を担当する場合は、建築士法第23条第1項又は第3項の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- (ロ) 令和8年度の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿（測量・建設コンサルタント等業者）において、希望業種内容が「建築一般」で登載されている者であること。
- (ハ) 平成28年4月1日から参加資格確認基準日までの間に完了した業務において、1棟の延べ面積が3,000平方メートル以上の庁舎又は事務所の工事監理業務を元請として履行した実績を有すること。ただし、共同企業体としての工事監理実績の場合は、代表者として工事監理をした実績を有する者であること。なお、複数の企業が分担して業務を行う場合にあっては、工事監理業務を担う主たる者が当該要件を満たしていること。

オ 解体業務を担う者の資格要件

解体業務を実施する者は、(イ)から(ウ)までの事項の全てに該当すること。

- (イ) 建設業法第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。
- (ロ) 令和8年度の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿（建設業者）において、建設工事の種類が「解体工事」で登載されている者であること。
- (ハ) 平成28年4月1日から参加資格確認基準日までの間に完了した業務において、1棟の延べ面積が1,000平方メートル以上の建物の解体業務を元請として履行した実績を有すること。ただし、共同企業体としての解体工事实績の場合は、代表者として解体工事をした実績を有する者であること。なお、複数の企業が分担して業務を行う場合にあっては、解体業務を担う主たる者が当該要件を満たしていること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

徳島市万代町二丁目5番地1
徳島県警察本部警務部会計課拠点企画係
電話 088-622-3101

(2) 期間

令和8年7月7日（火曜日）から同年11月5日（木曜日）まで（県の休日（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

4 入札説明書等の交付の場所及び方法並びに期間

(1) 場所及び方法

徳島県警察ホームページにおいて無償で交付する。
ホームページアドレス <https://www.police.pref.tokushima.jp/>
なお、要求水準書の一部資料は、入札説明書に記載の方法に基づき貸与する。

(2) 期間

令和8年7月7日（火曜日）から同年11月5日（木曜日）まで

5 入札参加資格の確認

応募者は、参加表明書及び入札参加資格確認資料を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。なお、郵送による場合は、特定記録郵便等の送達状況を確認できる方法により行うこと。

(2) 持参による場合の提出期間及び提出場所

ア 提出期間

令和8年7月7日（火曜日）から同年9月4日（金曜日）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

徳島市万代町二丁目5番地1
徳島県警察本部警務部会計課拠点企画係

(3) 郵送による場合の受領期間及び宛先

ア 受領期間

令和8年7月7日（火曜日）午前9時から同年9月4日（金曜日）午後5時まで

イ 宛先

郵便番号 770-8510

徳島市万代町二丁目5番地1

徳島県警察本部警務部会計課拠点企画係

6 入札手続等

(1) 入札書及び提案審査書類（以下「入札書等」という。）の提出方法

持参又は郵送により提出すること。なお、郵送による場合は、入札書にあっては、封筒へ入れ、その表面に「阿波吉野川警察署庁舎等整備事業入札書在中」と朱書きし、密封した上、特定記録郵便等の送達状況を確認できる方法により行うこと。

(2) 持参による場合の入札書等の提出の日時及び場所

ア 日時

令和8年11月6日（金曜日）午後1時30分から午後3時30分まで

イ 場所

徳島市万代町二丁目5番地1

徳島県警察本部 302会議室

(3) 郵送による場合の入札書等の受領期限及び宛先

ア 受領期限

令和8年11月2日（月曜日）午後5時まで

イ 宛先

郵便番号 770-8510

徳島市万代町二丁目5番地1

徳島県警察本部警務部会計課拠点企画係

(4) 入札書の開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年11月6日（金曜日）午後4時

イ 場所

徳島市万代町二丁目5番地1

徳島県警察本部 302会議室

(5) 入札の方法

落札者の決定に当たっては、提出された入札書の金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税を含む契約希望金額を入札書に記載すること。

(6) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

要（徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）第6条の規定によるものとする。）

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 2の(1)に規定する総括企業以外の者が行った入札

イ 5に規定する入札参加資格の確認により入札参加資格が認められなかった者の行った入札

ウ 5に規定する入札参加資格の確認について、虚偽の申請をした者の行った入札

エ 5に規定する入札参加資格の確認を受けたが、開札の時点において2に掲げる要件のいずれかに該当しなくなった者の行った入札

オ 徳島県契約事務規則第24条各号又は競争契約入札心得第5の各号のいずれかに該当する入札

カ その他県の指示に従わなかった者の行った入札

(8) 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、学識経験者で構成する選定委員会が、入札説明書と併せて公表する落札者決定基準に基づき、総括企業から提出された提案審査書類を総合評価方式により審査し、合計得点が最も高い提案を最優秀入札提案として選定する。県は、選定委員会の選定結果をもとに、落札者を決定する。

7 落札者決定基準

入札価格に関する事項及び提案審査書類の内容に関する事項の合計得点が最も高い提案を最優秀入札提案として選定する。

(1) 入札価格に関する事項の得点化方法（配点200点）

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低であるものを1位とし、価格点の満点である200点を付与する。

イ 他の入札者の価格点は、1位の入札価格を当該入札者の入札価格で除して得た数に200を乗じて得た値とする。

(2) 提案審査書類の内容に関する事項の得点化方法（配点800点）

次の表の提案審査配点の審査区分に基づき、5段階評価による得点化方法により得点を付与する。

提案審査配点

審査区分	配点
事業計画に関する事項	140点
施設整備に関する事項	560点
地域経済への配慮	100点

8 契約手続に関する事項

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約の締結等

ア この事業の請負契約の締結に当たっては、契約書の作成が必要である。

イ この事業の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年徳島県条例第10号）第2条の規定により、徳島県議会の議決が必要である。

(3) 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

徳島県警察本部警務部会計課拠点企画係

徳島市万代町二丁目5番地1

電話番号 088-622-3101

電子メールアドレス f-kikaku@police.pref.tokushima.jp

9 その他

(1) 詳細は、入札説明書等による。

(2) 問合せ先

徳島県警察本部警務部会計課拠点企画係

徳島市万代町二丁目5番地1

電話番号 088-622-3101

電子メールアドレス f-kikaku@police.pref.tokushima.jp

10 Summary

(1) Subject matter of the contract

Awayoshinogawa Police Station Construction Project

(2) Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification

5:00 p.m., 4 September 2026

(3) The date and time for the submission of tenders

From 1:30 p.m. to 3:30 p.m., 6 November 2026 (By mail, tenders must be submitted by 5:00 p.m. on 2 November 2026)

(4) Contact point for tender documentation

Department: Finance Division, Department of Police Affairs

Building: Tokushima Prefectural Police Headquarters Building

Address: 2-5-1, Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture

Postal code: 770-8510 (Japan)

Phone: 088-622-3101 (Japanese only)